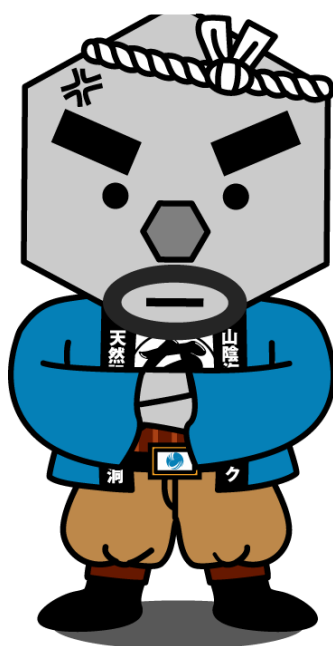


参 考 資 料

参考資料も、
是非読んで
ほしいものじゃ。



所管別具体的施策の一覧表

【関係課】

番号	事業
4	国内外の情報や男女共同参画に関連の深い法令や条例等について、市広報、パンフレット等を活用して、分かりやすく周知します。
24	男女共同参画に関わる、あらゆる分野の人材の積極的な発掘と育成をします。
26	各種講座等参加者への一時保育を実施します。
27	市の審議会等への女性委員の参加を進めます。
28	各種団体等における意思決定の場への女性の参画の啓発や働きかけをします。
34	地域活動への男性の参加を促す講座・啓発・情報提供を充実します。
35	地域活動における、企画・方針決定過程への女性の参画を進めます。
37	地域において、女性団体・グループ、NPO等の参画を進めます。
73	介護サービス内容周知のため啓発します。
74	介護に関する相談事業を充実します。
78	民生委員・児童委員、福祉ボランティア、行政のネットワークづくりを進め、生活上の困難を抱えている人への対応を図ります。

【秘書広報課】

番号	事業
1	男女共同参画フォーラム、講演会を開催します。
2	きめ細かい啓発をするための出前講座を開催します。
3	「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を通じ啓発します。
5	男女共同参画社会の実現についての市民意識調査を定期的を実施します。
6	男女共同参画に関する図書・資料を収集し、提供します。
7	国、県等が実施する各種講座・研修等についての情報を収集し、提供します。
15	女性に対する暴力等の防止に向けた啓発をします。

17	女性に対する暴力等については、関係機関との連携により意識啓発し、相談窓口を設置します。
25	女性の能力の発揮の促進につながる学習機会を提供します。
29	家庭生活への男性の参加を促す講座・啓発・情報提供を充実します。
54	県立男女共同参画センター等による再就職のためのセミナーなどの開催情報を提供します。

【防災課】

番号	事業
36	災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう努めます。

【総務課】

番号	事業
3	「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を通じ啓発します。

【職員課】

番号	事業
23	市役所の女性職員の育成に十分配慮し、男女で区別することなく登用し、適材適所の配置を進めます。
48	市役所が率先して育児・介護休業制度の積極的な取得や労働時間の短縮に向けて取り組みます。

【生活環境課】

番号	事業
38	地球環境保全や省エネルギー、ごみ減量化やリサイクルなど、環境への活動を通じた男女共同参画を進めます。
39	地域ぐるみによる「まちづくり防犯グループ」の取り組みなど、安全で安心なまちづくり活動を通じた男女共同参画を進めます。

【社会福祉課】

番号	事業
17	女性に対する暴力等については、関係機関との連携により意識啓発し、相談窓口を設置します。
18	庁内相談窓口の連携体制を強化し、警察や県と連携し、被害者の安全確保に努めます。
21	被害者の心のケアや子どもがいる家庭を支援します。
65	家庭相談員や子育てセンター、母子自立支援員、民生委員・児童委員等による相談体制を充実します。
77	ボランティア養成講座、研修会、講演会などの充実に向けた取組みを支援します。

【高年福祉課】

番号	事業
30	仕事と育児・介護の両立の必要性について、啓発します。
72	在宅を中心に介護サービスの充実を図ります。
75	サービス事業者の人材確保と育成を支援します。
76	介護予防教室等を開催します。
79	高齢者の社会参加を促す啓発や、プログラムづくりを行います。
80	高齢者のニーズに応じた多様な学習機会の提供と、学習活動の発表や交流の機会の拡大に努めます。
81	高齢者相談体制を充実します。
90	介護予防・地域支援事業に取り組み、生活機能向上のため運動・口腔機能の向上、栄養改善などの事業を行います。

【介護保険課】

番号	事業
72	在宅を中心に介護サービスの充実を図ります。
75	サービス事業者の人材確保と育成を支援します。
81	高齢者相談体制を充実します。

【健康増進課】

番号	事業
21	被害者の心のケアや子どもがいる家庭を支援します。
29	家庭生活への男性の参加を促す講座・啓発・情報提供を充実します。
30	仕事と育児・介護の両立の必要性について、啓発します。
76	介護予防教室等を開催します。
82	妊婦相談、すくすく教室、にこにこ教室などで出産や子育てに関する悩みが気軽に相談できる体制をさらに充実します。
83	妊産婦、新生児訪問指導により母親を支援していく体制をさらに充実します。
84	健康診査受診率向上のための情報提供と啓発を進めます。
85	性別に応じた疾病についての正しい知識の啓発や相談をします。
86	若い世代からの運動習慣づくりに取り組みます。
87	喫煙、飲酒、薬物乱用などについて、その健康被害に関する正確な情報の提供や指導をします。
88	健康をすすめる会の活動を全市域に拡大し、推進します。
89	食育への取組みによる健全な食生活の啓発をします。
90	介護予防・地域支援事業に取り組み、生活機能向上のため運動・口腔機能の向上、栄養改善などの事業を行います。
91	生活習慣改善等を通じた疾病予防対策として、高脂血症・高血圧・糖尿病の予防教室を開催します。
92	広報により保健サービス内容の周知をします。
93	性別に応じた受けやすい健康診査体制づくり(女性特有のガン検診の実施、レディースデーの設定等)を目指します。

【経済課】

番号	事業
3	「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を通じ啓発します。
20	ハローワークの紹介など就業に向けた情報提供をします。

22	意思決定過程において、適材適所に女性の登用を進めるよう、機会ある毎に事業所に啓発します。
30	仕事と育児・介護の両立の必要性について、啓発します。
31	雇用の場において、育児休業取得の目標値設定、男性の育児休業取得推進等による仕事と家庭の両立を支援する取組みが進むよう、機会ある毎に啓発します。
32	関係機関と連携し、事業所に対して、機会ある毎に年次有給休暇制度等の周知をします。
40	事業所に対して、機会ある毎に男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知をします。
41	セクシュアル・ハラスメント防止のため、機会ある毎に事業主及び従業員等へ啓発します。
42	関係機関との連携による労働相談の充実に努めます。
43	国の要請のもと、次世代育成支援対策推進法に規定されている行動計画作成の周知をします。
44	事業所に対するボランティア休暇制度の普及、促進に努めます。
45	関係機関と連携し、事業所に対して年次有給休暇制度等について周知します。
46	自営業者や家族従業者の労働環境や労働条件の改善について啓発します。
47	家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃・労災保険特別加入制度の周知をします。
49	関係機関と連携し、職場において育児・介護休業制度が男女共に適用されるよう、周知します。
50	育児・介護休業法に基づく再雇用の制度について、啓発します。
51	事業所に対し、女性の能力を向上させるための教育訓練の機会確保を働きかけます。
52	起業する女性のため、関係機関で実施する知識取得の研修会、講座の開催情報を提供します。
53	日本政策金融公庫等が行う女性起業家への低利貸付制度など起業家支援情報を提供します。

55	関係機関と連携し、パートタイム労働者、家内労働者、派遣労働者などの労働条件向上のため事業所への啓発をします。
56	関係機関と連携し、中小企業退職金共済制度等への加入促進のためのPRをします。
57	関係機関と連携し、起業・SOHO等多彩な働き方に関する情報を提供します。
58	関係機関と連携し、女性の職域拡大に向けた情報を提供します。
59	機会ある毎に、女性の再雇用制度の周知をします。

【農林水産課】

番号	事業
3	「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を通じ啓発します。
60	農林漁業に従事する女性の職業能力を高めるための支援をします。
61	女性農林漁業者の育成に努めます。
62	関係機関と連携して自営、家族従業者の労働環境・条件の改善について啓発します。
63	家族従業者として農林漁業に従事する女性が果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように啓発します。
64	家族経営協定の普及を啓発します。

【建築住宅課】

番号	事業
19	生活の安定に向けた住宅の支援をします。

【こども教育課】

番号	事業
8	図書室等に啓発用冊子や書籍を充実させるとともに、授業に活用します。
9	男女平等に視点をおいた学校運営・学級づくりをします。
10	入学式、卒業式等に男女混合名簿による呼称を指導し、男女平等の視点に立った取り組みをします。

11	一人ひとりの個性と能力の発揮に向けて、男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導を進めます。
12	教職員等に対し、男女共同参画について理解を深めるための研修・啓発をするとともに、セクシュアル・ハラスメント防止への取組みを強化します。
16	男女の身体的特性についての理解と人権意識(デートDVを含む)を高める教育を進めます。
87	喫煙、飲酒、薬物乱用などについて、その健康被害に関する正確な情報の提供や指導をします。
89	食育への取組みによる健全な食生活の啓発をします。

【こども育成課】

番号	事業
17	女性に対する暴力等については、関係機関との連携により意識啓発し、相談窓口を設置します。
18	庁内相談窓口の連携体制を強化し、警察や県と連携し、被害者の安全確保に努めます。
21	被害者の心のケアや子どもがいる家庭を支援します。
30	仕事と育児・介護の両立の必要性について、啓発します。
33	子育てセンター等において、父親を対象とした子育て講座を実施します。
65	家庭相談員や子育てセンター、母子自立支援員、民生委員・児童委員等による相談体制を充実します。
66	子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、一時保育(一時預かり)、病児・病後児保育、障害児保育などの保育の充実を図ります。
67	両親が共働きなどで、放課後留守家庭となる児童の生活の場である放課後児童クラブの充実に努めます。
69	保健・福祉・教育等の関係機関の連携によるネットワーク強化により、情報を共有して、子どもの養育で支援を必要とする家庭の生活の安定に向けた支援をします。
70	子育てセンターを拠点に子育て家庭の交流機会の充実に努めるとともに、子育てサークル活動を支援します。
89	食育への取組みによる健全な食生活の啓発をします。

【こども企画課】

番号	事業
68	育児援助サービスを、提供したい者と受けたい者が会員登録をし、お互いに助け合う、「ファミリー・サポート・センター事業」の実施に向けた検討をします。
71	「豊岡市における幼稚園・保育所のあり方」計画に基づき、認定こども園の導入、幼稚園の2年保育の導入、小規模な公立幼稚園の再編、施設の整備を進めます。

【生涯学習課】

番号	事業
1	男女共同参画フォーラム、講演会を開催します。
3	「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を通じ啓発します。
6	男女共同参画に関する図書・資料を収集し、提供します。
13	男女が共に個性と能力を発揮し、多様な選択ができるよう学習機会を充実します。
14	人権学習会等で、社会的性別を見直す視点の大切さを訴えます。
15	女性に対する暴力等の防止に向けた啓発をします。
17	女性に対する暴力等については、関係機関との連携により意識啓発し、相談窓口を設置します。
25	女性の能力の発揮の促進につながる学習機会を提供します。
29	家庭生活への男性の参加を促す講座・啓発・情報提供を充実します。
79	高齢者の社会参加を促す啓発や、プログラムづくりを行います。
80	高齢者のニーズに応じた多様な学習機会の提供と、学習活動の発表や交流の機会の拡大に努めます。



男女共同参画社会基本法

公布 平成11年6月23日法律第78号

改正 平成11年7月16日法律第102号

改正 平成11年12月22日法律第160号

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

目次

前文

第1章

総則(第1条 第12条)

第2章

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 第20条)

第3章

男女共同参画会議(第21条 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

1 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役

割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、

補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

公布 平成13年4月13日法律第31号

改正 平成16年6月2日法律第64号

改正 平成19年7月11日法律第113号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命

又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅

滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理

学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22

年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ

し、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命

令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地

- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援セン

ター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずる

ことができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所

は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相

談員が行う業務に要する費用

- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

に関する事件については、なお従前の例による。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成16年法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

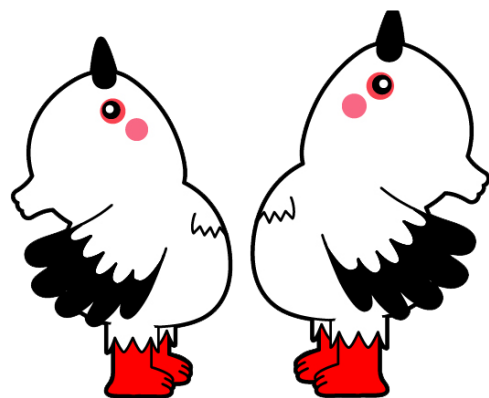
附則(平成19年法律第103号)[抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令



豊岡市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

補職名	氏名	その他
政策調整課長	田中 道男	～ H23.3.31
	岸本 京子	H23.4.1～
総務課長	井瀬 邦夫	
職員課長	森田 敏幸	
社会福祉課長	小峠 恵介	～ H23.3.31
	田中 道男	H23.4.1～
高年福祉課長	白石 嘉一	
健康増進課長	伊藤 昌二	
経済課長	早水 博子	
農林水産課長	和藤 久喜	～ H23.3.31
	天野 良昭	H23.4.1～
こども教育課長	森本 良孝	
こども育成課長	井崎 和義	
生涯学習課長	吉谷 義奉	～ H23.3.31
	和藤 久喜	H23.4.1～

：委員長 ：副委員長

豊岡市男女共同参画プラン推進懇話会委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	その他
学識経験者	高島 進子	神戸女学院大学 名誉教授	
関係団体選出	井上 喜正	豊岡市民生委員	
	宇佐見 弘子	豊岡商工会議所女性会 副会長	
	尾畑 博美	たじまJA女性会 豊岡地区会長	～ 2回懇話会
	川畔 恵美子	〃	3回懇話会～
	川崎 幹夫	豊岡市区長連合会 副会長	～ 1回懇話会
	小畑 宏明	〃	2回懇話会～
	小林 芳晴	連合兵庫但馬地域協議会 事務局長	
	谷口 千恵子	豊岡市商工会女性部 部長	
	中川 幸男	豊岡市教育委員	
	長峯 雅代	イーブンネットたじま 代表	
	西村 真	ハローワーク豊岡 上席職業指導官	
公募市民	北澤 光鳳	-	
	佐田 直美	-	
その他 市長が認める者	中井 久子	親子ふれあいの会 代表	
	藤本 むつみ	元保育園長など保育関係者	
	森田 充代	兵庫県男女共同参画推進員	

：座長 ：座長代理

策定の経過

	年月日	項目	概要
平成22年度	平成22年 9月24日	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現についてのアンケート ・満20歳以上の市民1,200人対象
	平成22年 10月22日	第1回豊岡市男女共同参画 プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新プラン策定の方針 ・豊岡市男女共同参画プラン推進懇話会の設置
	平成22年 10月28日	第1回豊岡市男女共同参画 プラン推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・新プラン策定の方針 ・講演「男女共同参画の歩みと現状」 講師：高島進子
	平成23年 3月11日	第2回豊岡市男女共同参画 プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の結果 ・プラン骨子案の検討
	平成23年 3月22日	第2回豊岡市男女共同参画 プラン推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の結果 ・プラン骨子案の検討
平成23年度	平成23年 7月26日	第3回豊岡市男女共同参画 プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市男女共同参画プランに掲げる施策の取組み状況 ・プラン素案の提示
	平成23年 8月25日	第3回豊岡市男女共同参画 プラン推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市男女共同参画プランに掲げる施策の取組み状況 ・プラン素案の提示
	平成23年 9月15日	第4回豊岡市男女共同参画 プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回豊岡市男女共同参画プラン推進懇話会の報告 ・プラン素案の提示
	平成23年 11月9日	第4回豊岡市男女共同参画 プラン推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン素案の提示
	平成23年 11月28日 ~12月7日	パブリックコメント	意見なし
	平成24年 1月20日	第5回豊岡市男女共同参画 プラン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新プランの見直しのポイント ・具体的な施策展開
平成24年 2月16日	第5回豊岡市男女共同参画 プラン推進懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・新プランの見直しのポイント ・具体的な施策展開 	

市民意識調査

1. 調査の目的

家庭・地域・職場などにおける男女平等に関する市民の意識や実態を把握し、平成24年度以降の本市男女共同参画プラン策定のための基礎資料とするとともに、今後の施策の参考とする。

2. 調査の方法

調査期間 平成22年9月24日(金)～10月8日(金)
 調査対象 平成22年9月1日現在、市内在住の満20歳以上の男女
 標本数 男性600人、女性600人 計1,200人
 標本抽出 住民基本台帳より年代別無作為抽出(地域別に人口按分)
 調査方法 郵送による調査票の配布・回収

3. 調査票の回収

回収数 572 回収率 47.7%
 内訳 男性 247人(回収率 41.2%)
 女性 322人(回収率 53.7%) 性別無回答者 3人

回収票の年代構成

項目	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計
男性	回収数	25	27	36	45	62	247
	(%)	10.1	10.9	14.6	18.2	25.1	100.0
女性	回収数	22	53	61	70	64	322
	(%)	6.8	16.5	18.9	21.7	19.9	100.0
計	回収数	47	80	97	115	126	572
	(%)	8.2	14.0	17.0	20.1	22.0	100.0

性別無回答者3人を含む

標本数に対する年代別回収率

項目	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	全体
男性 (%)	25.0	27.0	36.0	45.0	62.0	52.0	41.2
女性 (%)	22.0	53.0	61.0	70.0	64.0	52.0	53.7
計 (%)	23.5	40.0	48.5	57.5	63.0	53.5	47.4

性別無回答者3人を含む

4. 調査の結果(要約)

(1) 男女の役割分担意識について

- 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は、「そうは思わない」と回答した割合が73.4%(男性71.7%、女性75.5%)と最も高く、女性の方が男性より役割分担意識が低い傾向にある。
- 役割分担意識が低い理由として、男女ともに、「性にかかわらず個性を発揮すればよいことであり、固定する必要はない」と回答した割合(男性45.2%、女性48.6%)が最も高い。次いで、「家庭においても社会においても、男女ともに自立することが望ましい」となっており、男性より女性の方が高い割合を示している。
- 役割分担を肯定する考えの理由として、男女ともに、「男は外の仕事に、女は家事・育児に適している」と回答した割合(男性55.5%、女性50.0%)が半数を占めている。次いで、「男女の役割を固定したほうが、家庭生活がうまくいく」となっており、女性より男性の方が高い割合を示している。
- 家庭での男女の役割分担について、現状は男女ともに「男女とも仕事をし、家事・育児は主に女が分担している」と回答した割合(男性27.5%、女性37.9%)が最も高くなっている。次いで、男性では「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している」が、女性では「男は仕事、女は家事・育児を分担している」が高く、男女間で現状認識の違いがある。
- 役割分担の理想について、男女ともに、「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担している」(男性56.7%、女性65.5%)と回答した割合が最も高いが、一方で、「男は仕事、女は家事・育児を分担している」、「男女とも仕事をし、家事・育児は主に女が分担している」と回答した割合は、ともに男性の方が高い。男性は女性より家事・育児を女性の仕事とする意識が強い傾向にあるといえる。
- 家庭における男女の役割分担についての話し合いは、全体の4分の1程度の家庭で話し合ったことがあると回答している。年代別では、30歳代が33.8%を示しており、他の年代に比べて高い。
- 男性の家庭生活や地域種への参画促進策について、すべての性別・年代で「事業所との協力の下、両性の仕事と家庭の両立を支援する体制の整備」と回答した割合が最も高く(男性48.2%、女性52.5%)。次いで、40歳代までは「労働時間の短縮」、50歳代以上は「男性の家庭生活や地域種への参加を進めるための啓発活動」となっている。

(2) 子育て観、少子化について

- 子どもを育てる場合、「男の子と女の子を区別している」と感じるときについて、「子どもの進路・将来」(男性41.3%、女性34.5%)、「作法・門限などの生活上のしつけ」(男性32.8%、女性34.8%)と回答した割合が高く、中でも「子どもの進路・将来」は、年代とともに上昇する傾向にある。「区別することはない」と回答したのは、全体の4分の1程度であった。
- 子どもの育て方について、すべての性別・年代で「なるべく同じように育てたほうがよいと思うが、ある程度は男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」と回答した割合(男性68.4%、女性73.3%)が最も高い。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」と回答したのは男性の方が割合が高く、女性より男性の方が育て方に強く性別役割をもっている傾向にある。
- わが国の少子化の原因について、すべての年代・性別で「子どもの教育費負担など、主に経済的理由による」(男性72.5%、女性71.1%)や「男女が共に働きながら子育てできる、地域や職場などの育児環境が整っていないから」(男性61.9%、女性67.7%)と回答した割合が高くなっている。

(3)女性と仕事について

- 女性が仕事を持つことについて、男性では「結婚や出産後も、仕事を持ち続けられることがよい」と回答した割合(45.4%)が最も高いが、女性では「出産・育児期間は一時的に仕事を離れ、子育てを終えてから再就職するのがよい」と回答した割合が最も高い(53.1%)。また、「結婚または出産で仕事をやめ、あとは家事・育児に専念するのがよい」と回答した割合は、女性より男性の方が高い。
- 女性の就労促進策について、男女とも、「家庭における夫や家族の理解や協力」と回答した割合(男性53.0%、女性60.2%)が最も高く、年代別でも、50歳代(62.6%)や60歳代(61.1%)では6割を超えている。一方で、20歳代では「いったん仕事をやめた後、再び同じ会社へ復職できる再雇用制度の導入・普及」、30歳代では「職場における理解や協力」と回答した割合が最も高い。

(4)男女の人権について

- 自尊感情(自己に対する)に対する評価感情について、「困難な時でも、何とかやり遂げることができると思う」や「どんな時でも、自分を受け入れ、認めてくれる人がいる」に「当てはまる(やや当てはまる)」と回答した割合が高く、男性より女性の方が高い傾向にある。一方で、「当てはまらない(あまり当てはまらない)」と回答した中で「自分は何をしても、だめな人間だと思うことがある」が最も高い割合となっており、女性より男性の方が高い傾向にある。
- 女性に関する人権上問題があると考える事柄について、男性や40歳代から60歳代の年代では「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつけること」と回答した割合(42.5%)が、女性や20歳代から30歳代年代では「家庭内における夫の妻への暴力(酒に酔って殴るなど)」と回答した割合(40.1%)が最も高くなっている。また、70歳代以上では「職場における肉体的・精神的なセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」が最も高く、性別や年代によって、認識の違いが見られる。
- 「男もつらい」と感じる理由について、男女とも、「男だからとがんばることを強要される」と回答した割合(男性29.6%、女性45.7%)が最も高く、年代別でも、すべての年代で4割前後の高い割合を占めている。また、男性では「仕事の責任が大きい、仕事できて当たり前と言われる」と回答した割合も高く、年代別でも、すべての年代で比較的高い。一方で、「感じることはない」と回答した割合(男性21.1%、女性7.1%)は、男性の方が高く、男性よりも女性の方が「男もつらい」と感じている。
- 「男もつらい」と感じることへの対処について、すべての性別・年代で「固定概念から自由になり、性別に左右されない生き方をする」と回答した割合(男性27.9%、女性27.6%)が最も高い。一方で、70歳代以上では「社会を背負って立つが男の生き方であり、変える必要はまったくない」と回答した割合(15.9%)が、他の年代と比べて際立っている。
- 配偶者からのドメスティック・バイオレンスの経験の有無では「大声で怒鳴られる」と「何を言っても無視され続ける」と回答した割合が高く、男性よりも女性の方が高い傾向にある。
- 女性に対する暴力をなくすために必要なことでは「犯罪としてもっと厳しく取り締まる」と回答した割合が45.3%(男性39.3%、女性50.3%)と最も高くなっているが、男性では「女性に対する暴力は人権侵害だという、社会的な認識を高める」(44.9%)、「子どものときから、男女平等や自尊感情、性に関する教育を充実する」(46.6%)の方が高い割合を示している。また、年代別では、60歳を超えると「女性に対する暴力は人権侵害だという、社会的な認識を高める」と回答した割合が最も高くなっている。

(5)政策・方針決定過程への女性の参加について

- 女性が政策の企画や方針決定の過程に進出していない理由については、性別 すべての年代で「女性を積極的に登用しようという男女共同参画意識の啓発・学習が足りない」と回答した割合(男性 40.1%、女性 32.9%)が最も高い。また、40歳代から60歳代では「女性側の積極性が十分でない」と回答した割合も高くなっている。

(6)地域(区)における男女共同参画について

- 会合などへの参加については、男女とも、「誰でもよい」と回答した割合(男性 51.8%、女性 56.5%)が半数以上を占めたが、「世帯主」と回答した割合(男性 44.6%、女性 34.8%)も3割を超えている。
- 会合や行事などで男女不平等だと感じることにについては、性別、年代別とも、「ない」と回答した割合が7割強を占めている。一方で、「ある」と回答した理由は、男性では「地域(区)の役員選挙や運営に女性が参加しにくく、また、選ばれにくい」、女性では「地域(区)の会合などで女性が意見を言いにくかったり、意見が取り上げられにくい」と回答した割合が最も高く、その原因としては、「社会的なしきたりや習わし」が64.5%(男性 53.4%、女性 74.6%)で最も高く、次いで「性別によって役割が違う」という意識が46.3%(男性 55.2%、女性 38.1%)となっている。

(7)男女共同参画社会の実現について

- 男女とも、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる」と回答した割合(男性 41.7%、女性 59.6%)が最も高く、次いで、男性では「女性を各種委員会や審議会などの政策・方針決定の場に積極的に登用する」、女性では「女性の職業教育や職業訓練を充実させ、女性の就労の機会を増やす」となっている。また、年代別では、30歳代までは「女性の職業教育や職業訓練を充実させ、女性の就労の機会を増やす」、40歳代と60歳代以上では「女性を各種委員会や審議会などの政策・方針決定の場に積極的に登用する」、50歳代では「職場における男女の均等な待遇について事業所等に働きかけを行う」と回答した割合が比較的高い傾向にある。

男女共同参画推進に関する年表

区分	国	兵庫県	豊岡市
昭和50 (1975)年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
昭和52 (1977)年	「国内行動指針」策定	婦人対策室設置	
昭和56 (1981)年	「国内行動指針」後期重点目標策定	「ひょうごの婦人(白書)」発行 婦人問題研究会議設置	
昭和60 (1985)年	「国籍法の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定	
昭和62 (1987)年	「西暦2000年に向けての新国内行動指針」策定		
平成2 (1990)年		「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定	女性団体連絡協議会発足(旧石町)
平成3 (1991)年	「育児休業法の公布		「女性学級の開設(文化振興・講演の開催等)(旧東町)
平成4 (1992)年		県立女性センター・イーブン開設	
平成6 (1994)年	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置		
平成7 (1995)年	「育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)		
平成8 (1996)年	男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン」後期実施指針策定	
平成9 (1997)年	男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布		
平成10 (1998)年			女性のまちづくり団体「夢パレット」発足(旧石町)
平成11 (1999)年	「男女共同参画社会基本法」公布 施行		「豊岡市男女共同参画プラン」懇話会設置(旧豊岡市) 市民意識調査の実施(旧豊岡市) イーブンネット・たじま発足(但馬)

平成12 (2000)年	「男女共同参画基本計画」策定	女性施策推進委員が「兵庫県男女共同参画計画」への提言の発表	「豊岡市男女共同参画プラン」策定(旧豊岡市)
平成13 (2001)年	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - 」策定	「豊岡市男女共同参画プラン推進協議会」設置(旧豊岡市)
平成14 (2002)年		「男女共同参画社会づくり条例」制定・施行 県立女性センターから県立男女共同参画センターに改称	女性議会の開催(旧豊岡市)
平成15 (2003)年	男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	「男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」策定	「男女共同参画アンケート調査」の実施・結果を広報に掲載(旧豊岡市)
平成16 (2004)年	「少子化社会対策大綱」策定 「改正DV防止法」施行		
平成17 (2005)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「ひょうご男女共同参画プラン21」後期実施計画の策定	「豊岡市男女共同参画プラン懇話会」設置 市民意識調査の実施・広報への掲載
平成18 (2006)年	「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定 「第2次男女共同参画兵庫県率先行動計画-新ひょうごアクション8-」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定	「豊岡市男女共同参画プラン - みんな生きいき暮らしやすい社会へ - 」策定
平成19 (2007)年	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成20 (2008)年	「改正DV防止法」施行 「女性の参画加速プログラム」策定		
平成21 (2009)年	「育児・介護休業法」改正	「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - 」策定 「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定	
平成22 (2010)年	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		「豊岡市男女共同参画プラン懇話会」設置 市民意識調査の実施

一人ひとりを尊重し、支え合う社会へ

第2次豊岡市男女共同参画プラン

平成24(2012)年3月

発行 豊岡市政策調整部秘書広報課広報・交流係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

電話 0796-23-1111(代)

FAX 0796-23-1124 E-mail

kouhou@city.toyooka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.toyooka.lg.jp/>